

1. 開会	
松本会長	出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、「令和4年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を開催します。
	初めに委員の出欠状況について事務局からご報告をお願いいたします。
木場補佐	現在、委員総数15名のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
2. 会長挨拶	
松本会長	ありがとうございます。
	委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
	専門部会委員の皆様には、長時間のご審議、大変お疲れ様でした。
	さて、本日は、深浦部会長から専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。
3. 議題	
(1) 専門部	
会長報告	
松本会長	それでは、早速、議題に入ります。
	最初の議題は、専門部会報告でございます。
	専門部会の深浦部会長から、報告をお願いします。
深浦部会長	それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について、簡単にご説明いたします。
	本年度は、7月6日に長崎地方最低賃金審議会に諮問されました長崎県最低賃金の改正決定の調査審議につきまして、長崎県最低賃金専門部会に付託され、8月4日の第1回から本日まで3回にわたり専門部会を開催し、結審に至りました。
	最初に、労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただき、その後、現下の経済情勢や雇用情勢等を踏まえて、委員の皆様方による真摯なご議論を積み重ねて参りました。
	その結果、専門部会におきまして、公益見解をお示しした上で採決いたしました。本年度の長崎県最低賃金は、「32円引き上げて、1時間853円とする。」という結論に達しましたのでこれをご報告したいと思います。

	す。
松本会長	それでは、事務局から部会報告書について朗読をお願いします。
平野室長	ただ今から、専門部会の報告書の写しをお配りしますので、ご覧いただきたいと思います。
平野室長	<p>それでは、専門部会報告書につきまして、朗読いたします。</p> <p>令和4年8月12日、長崎地方最低賃金審議会会長 松本睦樹殿。長崎地方最低賃金審議会、長崎県最低賃金専門部会部会長 深浦厚之。長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書。</p> <p>当専門部会は、令和4年7月6日長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。</p> <p>本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。</p> <p>なお、最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者への生産性向上支援や下請取引の適正化が要望されているところであるが、長崎労働局においても、可能な限り多くの県内中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給できるとともに、特に事業所内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的な広報活動に取り組むことを、当専門部会として要望する。</p> <p>また、取りまとめに当たっては、労使各委員に別紙2の1のとおり、国に対する要望がなされていること。また、使用者側委員からは別紙2の2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。</p> <p>記、1 公益代表委員 深浦厚之（部会長）、松本睦樹（部会長代理）、三浦恵理子、2 労働者代表委員 岩永洋一、加世田和志、種村和久、3 使用者代表委員 岩崎直紀、岩根信弘、峯下隆久。</p> <p>別紙1、長崎県最低賃金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、適用する地域、長崎県の区域。 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。 3、適用する労働者、前号の使用者に使用者される労働者。 4、前号の労働者に係る最低賃金額1時間853円。 5、この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。 6、効力発生の日、法定どおり。 <p>別紙2。1、現在設けられている生産性向上支援策である業務改善助成金の充実に加え、事業者に対して最低賃金引上げに伴うコスト増に見</p>

	<p>合う直接的な支援策を国に強く要望する。</p> <p>2、近年最低賃金が大幅に上げられるとともに、10月上旬に改定発効されているところから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除および社会保険上の被扶養認定を受けるために就業時間等の調整を行わなければならない状況が、事業活動の支障にもなっている。</p> <p>このような状況を解消するために、最低賃金の改定の発効日を1月1日と制度化することについて国において検討することを強く要望する。</p> <p>以上です。</p> <p>ご確認いただきたいと思います。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>カメラによる撮影は、一旦ここまでといたします。</p> <p>事務局は報道関係の方に説明をお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影を一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>報道のカメラの方は、退出をお願いします。</p> <p>撮影可となりましたら、改めてご案内させていただきます。</p>
(2) 長崎県の最低賃金の改正について	
松本会長	<p>ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は、「32円引上げて、1時間853円とする。」ことが報告されました。</p> <p>これに対し、何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<意見なし>
松本会長	<p>特段の意見はないものとみなします。</p> <p>それでは、ここで採決によって結審したいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>異議がないものと判断いたします。</p> <p>それでは、皆様にお諮りいたします。</p> <p>専門部会での結論、長崎県最低賃金は、「32円引上げて、1時間853円</p>

各委員	<p>とする。」ことについて、賛成、反対の順で挙手をお願いいたします。 それではまず、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p><挙手></p>
松本会長	<p>確認できましたでしょうか。 はい、結構です。 ありがとうございます。 それでは、専門部会の結論、長崎県最低賃金は、「32円引上げて、1時間853円とする。」ことについて、反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p><挙手></p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、事務局から採決の結果のご報告をお願いいたします。</p>
木場補佐	<p>それでは、採決の結果をご報告します。 採決の際の委員の出席は、会長を含めて14名でございました。 会長は最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、可否同数の時に決裁権を持っていることから委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。 その結果、採決の基礎数は13名。 賛成が9名、反対が4名。 よって、賛成多数となりましたことを報告いたします。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございます。 採決の結果、賛成9名、反対4名との結果になり、賛成多数により、長崎県最低賃金は、「32円引上げて、1時間853円とする。」ことを決定いたします。 それでは、効力発生日について、事務局から説明して下さい。</p>
平野室長	<p>効力発生日につきましては、専門部会報告書の「法定どおり」であれば、10月8日が最短の法定効力発生予定日となります。</p>
松本会長	<p>10月8日が最短の効力発生日であることが説明されましたが、法定どおりの発効日でよろしいでしょうか。</p>

各委員	<異議なし>
松本会長	<p>異議がないものとみなします。</p> <p>それでは、本審議会から長崎労働局長に対し答申いたしますが、答申案を事務局より委員の皆様方にお配り下さい。</p> <p>ここからは、カメラによる撮影可といたします。</p> <p>事務局は、報道機関の方を室内に誘導してください。</p>
松本会長	<p>ただ今、お配りしました答申案について、専門部会報告書と同様の内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
松本会長	<p>異議ございませんか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し、答申することといたします。</p>
平野室長	<p>それでは、答申を行いますので、会長及び局長は中央にお願いいたします。</p>
松本会長	<p>それでは、答申いたします。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会は、本年7月6日、長崎労働局長から、「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を32円引き上げて、1時間853円」とするよう答申いたします。</p>
松本会長	<p>それでは、労働局長からご発言があるとのことですので、よろしくお願いたします。</p>
小城局長	<p>ただいま会長から、令和4年度の長崎県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。</p> <p>本年は、7月6日に諮問をさせていただき、8月4日に中央最低賃金審議会の目安答申を伝達し、その後、専門部会の委員の皆様を中心に、慎重かつ丁寧なご審議を賜わり、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>今後、労働局といたしましては、本日いただきました答申を踏まえ、最</p>

	<p>低賃金の改正にかかる所要の手続きを進めると同時に、改正された最低賃金の周知徹底に取り組んでまいります。</p> <p>また、本日審議会よりご要望いただきました中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援策である業務改善助成金の周知と活用促進につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。</p> <p>委員の皆様方には、引き続き審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>(3) その他 松本会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後の事務手続き等につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示をいたしまして異議の申し出の受け付けを行います。</p> <p>異議申出の締切日は8月29日、月曜日となります。</p> <p>異議申出があった場合は、8月30日、火曜日に異議審、本審を午前9時から、この会議室におきまして開催したいと思います。</p> <p>なお、異議申出がなかった場合にも、第3回本審で決定いただいたように、特定最低賃金の改正の必要性のご審議をこの日に行っていただくこととしております。</p> <p>その後、官報公示等の事務処理を最短で行った場合、10月8日が法定発効予定日となります。</p> <p>今後、このような流れで、手続き等進めていきたいと思っております。</p>
<p>松本会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議審に関しましては、8月30日、火曜日午前9時から、この会議室におきまして、予定させていただきます。</p> <p>異議申出がなかった場合にも、特定最低賃金の改正の必要性の審議のため、本審を開催いたします。</p> <p>その他、最後になりますけれども、ご意見等はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>松本会長</p>	<p>特段、ご意見がないようですので、事務局説明の日程で、本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p>

	<p>なお、この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、長期間にわたり、円滑なご審議にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p>
--	--